

ナーシングホーム豊泉家 芦屋山手

(介護予防) 短期入所生活介護

運営規程

社会福祉法人 福 祥 福 祉 会

ナーシングホーム豊泉家 芦屋山手

ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護 運営規程

この規定は、社会福祉法人 福祥福祉会 ナーシングホーム豊泉家 芦屋山手が実施するユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護（以下「事業所」という。）において適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項について定める。

（事業の目的）

第1条

事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の在宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条

事業所の従業者は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて計画されたユニット型（介護予防）短期入所生活介護サービス計画に基づき、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3、前2項のほか、居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成11年厚生省令第35号。以下「基準」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|------------------|
| （1）名 称 | ナーシングホーム豊泉家 芦屋山手 |
| （2）所在地 | 兵庫県芦屋市剣谷9番1号 |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条

本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は以下のとおりとする。但し、併設するナーシングホーム豊泉家 芦屋山手（特別養護老人ホーム）と兼務する。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定される指定介護老人福祉施設のサービス提供実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

(2) 計画作成担当者 1名（常勤職員）

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の専門職と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成し、同意の上、交付する。

(3) 生活相談員 1名（常勤職員）

生活相談員は、利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、自立した生活が営むことができるよう利用者の社会生活に必要な支援を行うものとする。

(4) 看護師 2名以上（ただし、業務の状況により増員することができる）

看護職員は、利用者が安全にサービスを利用できるよう、常にその疾病や身体状況及び精神面の状況等、健康状態に注意するとともに健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

(5) 介護職員 34名以上（ただし、業務の状況により増員することができる）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

(6) 機能訓練指導員 1名（常勤職員）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 栄養士 1名（常勤職員）

栄養士は、食事管理と利用者の栄養指導を行う

(8) 医師 2名

医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導業務を行う。

(9) 調理員 6名

(10) 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(利用定員及び居室数)

第5条

事業所の利用定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) ユニット数 8ユニット

- (2) ユニットの利用定員
- | | |
|--------------|------|
| WEST OCEAN | 10 人 |
| EAST OCEAN | 10 人 |
| WEST FIELD | 10 人 |
| EAST FIELD | 10 人 |
| WEST FOREST | 10 人 |
| EAST FOREST | 9 人 |
| WEST SUNRISE | 10 人 |
| EAST SUNRISE | 10 人 |

(3) なお、事業所と併設するナーシングホーム豊泉家 芦屋山手を一体的に実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(利用料等)

第6条

事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定（介護予防）短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2、事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定（介護予防）短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3、事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができるものとする。（費用に関しては、重要事項説明書に定めた額）

- (1) 滞在に要する費用
- (2) 食事に要する費用
- (3) 利用者の選択による特別な食費
- (4) 送迎に要する費用（通常の実施地域を超える範囲の送迎に係る費用）
- (5) 利用者の選択によるティータイムに提供する飲み物代
- (6) 利用者の選択によるクラブ費用
- (7) 利用者の選択によるスムーズディッシュ
- (8) 理美容に係る費用
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指定（介護予防）短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - ・外部に依頼する特別な行事に係る費用

4、前事項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとする。

る。

5、事業所は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の2か月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

6、事業所は、支払いを受けた場合には領収証を発行する。

（事業所の処遇の方針）

第7条

利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって支援する。

2、サービスの提供は、指定（介護予防）短期入所生活介護計画に基づき、漫然且つ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3、事業所従業者はサービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

4、サービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

5、事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- （1） 身体拘束廃止委員会（危険ゼロ推進委員会）を設置する
- （2） 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する
- （3） 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する

（ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第8条

介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

2、事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

3、事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

4、事業所は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に定時及び随時取り替える。

5、事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6、事業所は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

7、利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- （1） 朝食 午前 8時から
- （2） 昼食 午後 0時から
- （3） 夕食 午後 6時から

- 8、食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。
- 9、事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 10、事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。
- 11、事業所は、利用者に対し、施設サービス計画（ケアプラン）に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 12、事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 13、事業所の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。
- 14、事業所は、入院及び治療を必要とする入居者のための、協力病院、協力歯科医院を定める。
- 15、通常の送迎の実施地域内の利用者に限定して送迎を行う。

(保険給付のための証明書の交付)

第9条

事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第10条

通常の送迎の実施地域は、兵庫県芦屋市全域、兵庫県西宮市 相生町・雲井町・殿山町・高塚町・松生町・久出ヶ谷町・木津山町・深谷町・老松町・樋之池町・桜町・豊楽町・松風町・西平町・苦楽園一番町・苦楽園二番町・苦楽園三番町・苦楽園四番町・美作町・苦楽園五番町・苦楽園六番町・角石町・毘沙門町・甕岩町・獅子ヶ口町・神園町・甲陽園若江町・甲陽園西山町・南越木岩町・石芻町・菊谷町・大浜町・泉町・前浜町・上葭原町・中葭原町・下葭原町・川添町・建石町・堀切町・川西町・中浜町・川東町・荒戎町・弓場町・屋敷町・松下町・宮西町・市庭町・神楽町・郷免町・御茶家所町・安井町・大谷町・松園町・霞町・羽衣町・千歳町・寿町・若松町・大井手町・結善町・南郷町・名次町・北名次町・柏堂町・柏堂西町・剣谷町・西波止町及び兵庫県 神戸市東灘区 森北町・甲南台・本山北町・森南町・本山中町・田中町・岡本・西岡本・本庄町・深江本町・深江北町・深江南町・青木・深江浜町・本山南町・北青木・甲南町・魚崎北町・魚崎中町・魚崎南町の区域とする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第11条

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定（介護予防）短期入所生活介護計画を作成し、サービスを提供する。

(居宅サービス等の変更)

第 1 2 条

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。

((介護予防) 短期入所生活介護計画の作成)

第 1 3 条

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成する。

- 2、それぞれの利用者に応じた（介護予防）短期入所生活介護計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容等について説明し、同意を得て交付する

(サービス提供記録の記載)

第 1 4 条

指定（介護予防）短期入所生活介護計画を提供した際は、サービス提供日及び内容、当該指定（介護予防）短期入所生活介護について、保険給付の額のその他必要な記録を利用者が所持する所定の記録書に記載する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 1 5 条

利用者が事業所のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る

- 2、来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出るものとします。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得るものとします。
- 3、外出の際は、行き先及び帰宅時間を事前に申し出るものとします。宿泊される場合には必ず許可を得るものとします。
- 4、施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従うものとします。これに反しご利用により破損等が生じた場合、賠償していただきます。
- 5、決められた場所での喫煙を願います。飲酒についてはレストランにて対応します。
- 6、騒音等他の利用者の迷惑になる行為、また、むやみに他の入居者の居室等の立ち入りはご遠慮願います。
- 7、所持品の管理は、利用者若しくはご家族で行うものとします。
- 8、施設内での他の利用者に宗教活動及び政治活動は禁止致します。
- 9、施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止致します（ご家族も含む）
- 10、現金及び貴重品の管理は、利用者若しくはご家族で行うものとします。尚、これらの盗難について当施設では一切の責任を負いかねます。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第16条

事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第17条

事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2、事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に努める。

(緊急時における対応方法)

第18条

事業所の従業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者の容態、病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、施設長に報告するものとする。

(事故発生時における対応方法)

第19条

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2、事業者は、利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3、事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 4、事業者は、利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(人格の尊重)

第20条

事業者は、当該事業利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護老人福祉施設サービスを提供しなければならない。

(身体拘束に関する措置)

第21条

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対し危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次にあげることに留意して必要最低限の範囲内で行うことがあり、その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行うものとする。

- (1) 切迫性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限るものとする。
- (2) 非代替性 : 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限るものとする。
- (3) 一時性 : 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとしします。

(虐待防止に関する措置)

第22条

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定を行う。
- (2) 成年後見人制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・推進するための研修を実施する。

2、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第23条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(個人情報の保護)

第24条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2、従業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4、事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、あらかじめ文書で利用者又はその代理人から同意を得ない限り、他の保健・医療・福祉サービス機関等に利用者の個人情報を提供しないものとする。また、利用者の家族の個人情報についても同様に扱うものとする。但し、利用者の生命又は身体を保護する上で緊急やむを得ない場合はこの限りではない。
- 5、事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

(苦情への対応)

第25条

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

- 2、苦情処理に対する手順は次のとおりとする、
 - (1) 苦情の受付
 - (2) 苦情内容及び原因の確認
 - (3) サービスの見直し及び改善
 - (4) 家族への説明
 - (5) サービスの実施と経過を把握
 - (6) 苦情処理の記録及び行政への報告
- 3、本事業所は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に関し、介護保険法 23 条の規定により行政が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4、事業所は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(定員の厳守)

第26条

事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。但し、災害その他やむを得ない事情が

ある場合は、この限りではない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第27条

事業所は、居宅介護支援事業者又はその授業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することを代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2、事業所は、居宅介護支援事業者又はその授業者から当該施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(地域との連携)

第28条

事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

(会計の区分)

第29条

事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(衛生管理)

第30条

利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる

- 2、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(重要事項の提示)

第31条

事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、利用料、その他のサービスの選択に必要な重要事項を提示する

(研修による計画的な人財育成)

第32条

事業者は、適切な介護老人福祉施設のサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2、前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行う事により、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 3、事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行

体制についても検証、整備する。

採用時研修 : 採用後3ヶ月以内

継続研修 : 年2回以上

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第33条

事業者は、その提供する介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2、事業者は前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第34条

事業者は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(記録の整備)

第35条

事業所は、介護老人福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービス提供の完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第36条

事業者はこの規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 福祥福祉会と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。